

「富山県医師会母体保護法指定医師の指定基準」細則

(平成25年12月26日施行)

1 人 格

2 技 能

3 研修機関の条件

- ①医療施設の条件は、医師数、看護職員数、病床数、分娩室・手術室の設備等を勘案して決定する。
- ②主任指導医は原則として、産婦人科専門医の資格を有する者であること。
- ③研修機関は、研修連携施設登録申請書（様式10）を富山県医師会へ提出することにより、研修連携施設を登録することができる。登録した研修連携施設での実地指導経験は、技能の評価基準となる症例数に含めることができる。
- ④富山県医師会が認定した研修機関及び研修連携施設は別表に掲げるとおり。

4 指定医師指定取得の申請、指定並びに登録

指定医師の指定を申請するものは直接富山県医師会長あてに下記の書類を添えて申請する。

①指定取得の申請

- 1) 指定医師申請書（様式1号）
- 2) 履歴書（様式3号）
- 3) 日本産科婦人科学会の専門医の場合は、「専門医証」の写し
日本産科婦人科学会の専門医でなく、産婦人科の研修を3年以上受けた者は主任指導医の発行する「指導証明書」（様式4号）
- 4) 誓約書（様式5号）
- 5) 受講証明書（母体保護法指定医師研修会参加証）
母体保護法指定医師研修会は新規指定及び更新のための研修会を兼ねる事が出来る。

②指定

母体保護法指定医師審査委員会の面接及び書類審査をもって指定する。

③登録

都道府県医師会の番号、指定及び更新の年度、指定医師の番号とする。

(例) 016-00-00-0001

(富山) (指定年) (更新年) (指定医師の番号)

④他県からの転入

他の都道府県において指定医師であった場合には、指定医師証の写しをもって技能

の審査を省略することができる。

5 設 備

- ①蘇生器具、および回復室を含む手術設備を備えること。
- ②常時、回復室にて患者の状態を観察しうる体制が確保されていること。
- ③転送電話、携帯電話等で24時間患者からの連絡に対応すること。
- ④連携施設が必要と判断される場合は、富山県医師会がその状況を勘案して決定すること。
- ⑤連携施設の長は、当該医療施設の連携施設となった旨を書面で、富山県医師会長に届け出ること。

6 設備指定の申請、指定並びに登録

- ①設備指定取得の申請には次の書類を提出すること。
 - 1) 設備指定申請書(様式6号)の作成
[医師数、看護職員数(助産師数、看護師・准看護師数)、分娩・手術室の有無、入院設備(病床数)等]
連携施設が必要な場合は、連携施設の証明書
 - 2) 指定医師証の写し
 - 3) 施術場所の平面図
 - 4) 手術用設備仕様、麻酔器、蘇生器具、呼吸心拍監視装置
 - 5) 24時間対応の設備(転送電話、携帯電話等)
- ②指定の審査は書類による。
- ③登録は都道府県医師会の番号、指定の年度、指定設備の番号
(例) 116-00-00-0001
(富山) (指定年) (更新年) (指定医師の番号)
- ④その他
 - 1) 設備指定変更届(様式7号)の作成
 - 2) 設備指定辞退届(様式8号)の作成

7 人工妊娠中絶実施後の届出

実施報告書の提出は翌月10日までに、富山県医師会を經由して富山県知事に届けること。

- ①人工妊娠中絶を行った医師は、その月中の手術の実施報告票を各自で記載すること。
なお、人工妊娠中絶の実施件数が0件の場合も必ず報告すること。
- ②複数の指定医師がいる施設では、責任者が各自の実施報告票を取りまとめ、一括して届けること。

8 指定の更新及び取消

①更新の際、指定医師更新申請書（様式9号）および下記研修の受講を証明するものの提出を義務付ける。

1) 母体保護法指定医師研修会参加証1枚。

母体保護法指定医師研修会として定めるものには、以下の内容が含まれていること。

- i) 生命倫理に関するもの
- ii) 母体保護法の趣旨と適正な運用に関するもの
- iii) 医療安全・救急処置に関するもの

なお、富山県医師会以外が主催する研修会を母体保護法指定医師研修会として定めるかどうかについては、富山県医師会母体保護法指定医師審査委員会がその内容を勘案して判断する。

2) 日本産婦人科医会研修参加証6枚相当。

②第7項の人工妊娠中絶手術の届出について更新までに必要な届出を行っていない場合には、指定の更新を保留する。

③病氣療養中、妊娠・分娩、留学、国内外出張等の理由により、更新の手続きを延期することができる。更新手続の延期に関しては、審査委員会で判断する。この場合、状況を証明する書類を母体保護法指定医師審査委員会に提出し、原則として復帰後1年以内に母体保護法指定医師研修会を1回以上受講することを条件とする。

9 指定医師の誓約

10 指定医師の遵守すべき事項

11 不服審査委員会

①不服審査委員会の委員は7名とし、下記の構成とする。

- 1) 医師である委員 4名
- 2) 医師でない委員 3名

②第2号の委員中1名は、弁護士資格を有する法律家とする。

③母体保護法指定医師審査委員会の代表者は、不服審査委員会に出席し、経緯を説明する。

母体保護法指定医師研修機関

黒部市民病院
富山県立中央病院
富山大学附属病院
富山赤十字病院（平成 15 年 5 月 31 日 停止）
富山市民病院
厚生連高岡病院
高岡市民病院
砺波総合病院（平成 14 年 8 月 停止）
済生会高岡病院（平成 19 年 6 月 停止）
済生会富山病院（平成 17 年 12 月 31 日 停止）